

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注				注	注	注
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない場合	利用者の数 及び入所者 の数の合計 数が入所定 員を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	医師、理学療 法士・作業療 法士の員数 が基準に満 たない場合	リハビリ体制(理 学療法士等の配 置)が強化されて いる場合	痴呆専門棟加 算(特に問題行 動の著しい痴呆 性老人の場合)	利用者に対し て送迎を行う 場合
(1) 介護 老人保健 施設短期 入所療養 介護費	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)							
	要介護2 (〇〇単位)							
	要介護3 (〇〇単位)							
	要介護4 (〇〇単位)							
	要介護5 (〇〇単位)							
	要支援 (〇〇単位)							
	要介護1 (〇〇単位)							
	要介護2 (〇〇単位)							
	要介護3 (〇〇単位)							
要介護4 (〇〇単位)								
要介護5 (〇〇単位)								
(2) 緊急 時施設療 養費 (一)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇 単位を算定) (二)特定治療								

緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない場合	利用者の数 及び入院患 者の数の合 計数が入院 患者の定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	看護師が基 準に定めら れた看護員 の員数に20/100を乗 じて得た数未 満の場合	僻地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基 準に定めら れた医師の 員数に60/100を乗 じて得た数未 満である場合	僻地の医師確 保計画を届出 たもの以外 で、医師の 数が基準に 定められた 医師の員数 に60/100を 乗じて得た 数未満である 場合	施設基準の区 分による療養 環境減算	医師の配置 について医療 法施行規則 第49条の規 定が適用さ れている場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基 準の区分による 加算	利用者に対し て送迎を行う 場合
(1) 病院 療養病床 短期入所 療養介護 費	要支援 (〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	療養病床療養 環境減算(I) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等 看護(A) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)										
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
	要支援 (〇〇単位)										
	要介護1 (〇〇単位)										
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
	要支援 (〇〇単位)										
	要介護1 (〇〇単位)										
	要介護2 (〇〇単位)										
要介護3 (〇〇単位)											
要介護4 (〇〇単位)											
要介護5 (〇〇単位)											
(2) 特定診療費											

単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

削除事項 : 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6:1>介護<3:1>を削除。(平成15年3月31日の間に限り算定)
夜間勤務等看護(Ⅲ)を削除。

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注		
(1)診療所療養病床短期入所療養介護費	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位	利用者に対して送迎を行う場合	
		要介護1 (〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇単位)				
	(二)診療所療養病床短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	要支援 (〇〇単位)				診療所療養病床療養環境減算(II) -〇〇単位
		要介護1 (〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇単位)				

(2) 特定診療費

- : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分
- : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注				注	
(1)痴呆疾患型短期入所療養介護費	(一)痴呆疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	看護・介護職員員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	利用者に対して送迎を行う場合
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
	(二)痴呆疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<6:1> 介護<5:1>	要支援 (〇〇単位)		-〇〇単位			
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
	(三)痴呆疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<6:1> 介護<6:1>	要支援 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					

(2) 特定診療費

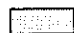
- : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分
- 削除事項：痴呆疾患型短期入所療養介護費(IV)看護<6:1>介護<8:1>を削除。
- : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注
基準適合診療所短期入所療養介護費	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		

10 痴呆対応型共同生活介護費

基本部分		注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合		注 夜勤体制を取っている場合
イ 痴呆対応型共同生活介護費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	(1日につき +〇〇単位)
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
	要介護5 (〇〇単位)			
ロ 初期加算 (1日につき、+〇〇単位)				

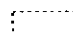
 : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

11 特定施設入所者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 専従の機能訓練指導員を配置している場合
特定施設入所者生活介護費	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
要介護5 (〇〇単位)			

12 福祉用具貸与費

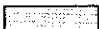
基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の〇〇/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	じよく権予防用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
	痴呆性老人徘徊感知機器	
	移動用リフト	

 : 特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分	注 特別地域居宅介護支援加算
居宅介護支援費 (1月につき 〇〇単位)	+〇〇/100

 : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分
要介護状態区分等により3区分に分かれていた居宅介護支援費を1つに統合

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分		注				注	注	注	注
		夜勤を行う職員が勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合
イ 介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費	(一)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(二)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(三)介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
	(2)小規模介護福祉施設サービス費	(一)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(二)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(三)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
ロ 居住福祉型介護福祉施設サービス費	(1)居住福祉型介護福祉施設サービス費	(一)居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
		(二)居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(三)居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
	(2)小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費	(一)小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(二)小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)				
		(三)小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護1 (〇〇単位)	...	要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(平成17年3月31日まで適用)	(1)旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)				
		(二)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
		(三)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
	(2)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)				
		(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
		(三)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
ニ 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(平成17年3月31日まで適用)	(1)旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費	(一)旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
		(二)旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
		(三)旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
	(2)旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費	(一)旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)				
		(二)旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100			
		(三)旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	要介護2・3 (〇〇単位)	要介護4・6 (〇〇単位)	×〇〇/100			
居住福祉型入所者の居住費の低所得者対策		ロ及びニについて、所定単位数に、食事の標準負担額区分に応じて、第1段階の者は〇〇単位、第2段階の者は〇〇単位を加えた単位数を算定							
注 外泊時費用		イ及びハについて、入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定							
ホ 初期加算 (1日につき +〇〇単位)									
ヘ 退所時等相談援助加算	(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定)								
	(2)退所時相談援助加算 (〇〇単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合							
	(3)退所前運携加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合							

□ : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分